

## 上天草市多言語観光パンフレット業務委託仕様書

### 1 目的

人口減少及び少子高齢化に直面する本市において、交流人口の拡大や地域活性化を図るうえで、近年急激に増加している外国人観光客の取り込みが課題となっていることから、本市でも訪日観光客の伸び著しい東アジアの国々を重点ターゲットとして各種インバウンド施策を展開してきたところである。

そこで、本市の観光の魅力を外国人への的確に伝えるため、多言語（中国語（簡体字、繁体字））による観光パンフレットを作成し、現地旅行会社や外国人への配布を通して、本市の認知度を向上させるとともに、海外から本市への更なる誘客促進を図る。

### 2 委託期間

契約締結の日の翌日から平成31年1月31日（木）まで

### 3 業務内容等

#### (1) 上天草市多言語観光パンフレットの作成

企画立案、レイアウト、デザイン、イラストレーションの作成、取材、撮影、原稿作成、編集、校正、翻訳、印刷、製本、納品等観光パンフレットの作成に必要な全ての業務を行うこと。なお、本業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて上天草市が所有する資料等を随時貸与する。

#### (2) 成果物

##### ア 印刷物

(ア) 中国語版（繁体字） 5,000部

(イ) 中国語版（簡体字） 5,000部

##### イ 電子データ

(ア) 版下データ

再編集可能なデータとし、Adobe Illustrator 又はこれに準じたソフトウェアに対応するもの。

(イ) PDFデータ

(ウ) 写真データ

#### (3) 納品

##### ア 納期

平成31年1月31日（木）

##### イ 納品場所

## 上天草市経済振興部観光おもてなし課

### 4 パンフレットの仕様等

- (1) 規格 フルカラー、持ち歩きに便利なサイズ
- (2) ページ数 A4換算12ページ以上（表裏表紙を含む）
- (3) 製本 中綴じ、又は、より良い方法があれば提案すること
- (4) 紙質 観光パンフレットとして適切な紙を使用すること
- (5) 使用言語 中国語（繁体字、簡体字）

### 5 掲載内容等

外国人目線を重視し、本市を訪れる外国人観光客に有用な情報の整理を行い、利便性が高く、外国人観光客に訴求する内容を掲載すること。

また、パンフレットの言語を使用する外国人の嗜好に合わせ、掲載するコンテンツの内容やレイアウト、色合いなどを考慮すること。なお、掲載内容については、四季の観光の魅力や交通アクセス、モデルコース、地図などの情報を掲載することとし、詳細については、以下のとおりとする。

#### (1) 掲載事項

##### ア 上天草市の概要

本市の概要について記載すること。

##### イ 交通アクセス

(ア) 個人旅行者を想定し、近隣空港（熊本、福岡、鹿児島）からのアクセス情報を記載すること。

(イ) 市内の移動手段について記載すること。

##### ウ 観光施設等

観光施設等の掲載項目については、別紙「上天草市多言語観光パンフレット掲載観光施設等一覧表」を参考に選定すること。

#### (2) その他

ア 作成にあたり、大まかな日本語の原稿案を作成することとし、翻訳の際は、単に日本語の内容をそのまま翻訳せずに、パンフレットの言語を使用する外国人の嗜好に合わせる。なお、原稿案をもとに、日本の地理や文化に理解のある外国人ライター等に文章を書き起こしてもらうことができる。なお、およい。

イ 校正の際は、外国語の内容が分かる日本語の資料も作成すること。

ウ 翻訳者のほかにネイティブチェックができる体制を確保すること。

### 6 特記事項

- (1) 成果物の著作権等

今回の業務で作成された著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他一切の権利は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利保留分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は、権利保留分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(2) 秘密の保持等

業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、委託者の承諾なしに、業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(3) 権利義務の譲渡等

委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を負わせてはならない。

(4) 再委託の禁止

委託者の承諾なしに、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、翻訳業務については、今回の業務に類似する翻訳業務の実績が豊富な事業者に再委託することを原則とする。なお、受託者がこの条件に該当する場合はその限りでない。

(5) 損害のために必要を生じた経費の負担

業務の処理において発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）ために必要を生じた経費は、受託者が負担する。

## 7 その他

(1) 委託期間中及び委託期間の終了後において、委託者が必要と認める場合は、受託者に対しこの業務に関し必要な報告を求め、又はその職員が受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

(2) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める業務の実施に当り疑義が生じた場合は、遅滞なく委託者及び受託者が協議し、解決する。